

平成 26 (2014) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：民事法（民事訴訟法）

問題 以下の事実を前提として、小問（１）（２）（３）に答えなさい。

有名舞台俳優 X は、2011 年 1 月 15 日深夜、東京・六本木の交差点を横断していたところ、Y 運転の乗用車にはねられ、左大腿骨複雑骨折で全治 6 ヶ月の重傷を負った。6 ヶ月を過ぎ舞台に復帰した X は、Y を相手取り、2011 年 9 月、東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。X の損害は、治療費・休業損害等で概算 500 万円程度であったが、事故当時の状況や X 自身が相当程度酔っていたことなどから過失相殺されるおそれがあると心配した弁護士 L（X の訴訟代理人）の助言により、「被告 Y は、原告 X に対し、損害賠償金 500 万円の内金 400 万円を支払え」という請求の趣旨の訴えを提起した（第 1 訴訟）。

裁判所は、2012 年 1 月、Y が提出した過失相殺（3 割）の抗弁を認め、X の請求を 350 万円の限度で認容する判決をし、当該判決は確定した。

ところが、2012 年 10 月になって、X は、同一事故から生じている損害のうち、まだ訴求されていない 100 万円の部分につき、その支払を求めて、改めて東京地方裁判所に訴えを提起した（第 2 訴訟）。これに対し、Y は、第 1 回口頭弁論期日において、「X の請求は、第 1 訴訟に対する判決の既判力により、棄却されるべきである」との答弁を行った。

- （１）第 1 訴訟の訴訟物は何か。
- （２）第 1 訴訟に対する判決の既判力は、何について及ぶか。
- （３）Y が第 2 訴訟の第 1 回口頭弁論期日とした主張につき、最高裁判所の判例の立場を勘案しながら、その理論的妥当性について論じなさい。